

○学校法人西南学院倫理綱領

2007（平成19）年6月25日

学校法人西南学院

学校法人西南学院（以下「本法人」という。）は、学校法人西南学院寄附行為第3条に基づいて、学校教育を行うことを目的としている。

また、その使命は「西南よ、キリストに忠実なれ」の建学の精神に基づいて真理の探究及び優れた人格の形成に励み、地域社会及び国際社会に奉仕する創造的な人を育てることである。

本倫理綱領（以下「綱領」という。）は、本法人に勤務する者が、上記の目的と使命を理解して学院の教育、研究、その他の諸活動に従事し、目的達成と使命遂行に倫理感を持って貢献することを促すために制定する。

- 1 本法人の目的と使命を理解して、学院の保育、教育、研究及びその他の活動（以下「学院の諸活動」という。）に従事すること。
- 2 法令及び本法人の定める規程を良識をもって遵守し、学院の秩序維持に努めること。
- 3 保育、教育機関に勤務する職業人であることを自覚し、良識ある言動に努めること。
- 4 教職員相互、また学生、生徒、児童、園児の人格と人権を尊重すること。
- 5 学院の諸活動を行うにあたり、他から金銭その他の利益や供応等を受けないこと。また、自己の権限を越えて外部の第三者と接触し、取引行為等を行わないこと。
- 6 職務上知りえた秘密事項を他に漏らさないこと。
- 7 不正や不法等の事実を知った場合は、報告や相談等の適正な措置をとり、不正や不平等の拡大や再発を防ぐこと。

（綱領の改廃）

この綱領の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この綱領は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則

この綱領は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この綱領は、2025年4月1日から施行する。